## 論文審査の結果の要旨

論文提出者:斎藤浩一

論文題目:明治時代における英文法教育史の研究

本論文は、明治時代における英文法教育の歴史と変遷を、「英学」から「英語教授」へ、 さらにそこから「英語教育」へという三段階の過程として捉え、英文法教育に関わる文献や 史実をそのパラダイムの下に整理して詳述したものである。

まず序章は、近世の日本において始まった洋学の歴史、さらに英学期の英語学習と英文法 との関係を概観したのち、これまでの日本の学習英文法に関する歴史的研究が個別の事象の 記述や紹介に留まる傾向にあり、時代全体を見据えた、理論に基づく意味付けを欠いている との問題を提起する。

第1章では、まず『英吉利文典』、ピネオ文典、カッケンボス文典など、明治初年期に用いられたいくつかの舶来英文典やその翻刻本が分析され、英語の母語話者を対象とする規範文法に基づくそれらの英文典が必ずしも当時の英学生にとって理想的なものでなかったとの論が展開される。それに続いて、お雇い外国人フランシス・ブリンクリーの著した『語学独案内』の内容が、日英対照や意味的用法規則の視点に立った日本人向けの英文法体系であり、後の斎藤秀三郎の英文法体系に多大な影響を与えたものとして論じられる。

第2章では、明治10~20年代の学習英文法体系が論じられる。そこでは、ブラウン文典、スウィントン文典、ベイン文典など、この時代の舶来英文典が前の時代のそれに比べて格段に進歩している一方で、それが相変わらず母語話者の視点で書かれた規範文法であるために日本人学習者にとっての使いづらいことが指摘される。その一方で、日本人英語教師たちによる学習英文法の「国産化」の動きが生まれていたことが論じられる。

第3章は、明治30年代に成立した斎藤秀三郎の英文典が中心となる。斎藤は、工部大学校時代の師ブリンクリーの影響を受け、現代日本の学習英文法の基礎となる国産の英文法体系を確立させた。また、斎藤英文法は、単純に文典を「まねぶ」だけの英学の時代から、教室において実用を見据えた英語を「教授」する時代への、そして教授法としては演繹から帰納への、「変則」流(訳読によって内容を読み解いていく教授法)から「正則」流(音声面も含め、英語の実用的な側面を重視する教授法)への転換点をしめすものとして位置づけられる。

第4章は、斎藤の尽力によって確立した国産英文法が、まさにその精緻さゆえに批判の対象とされる時代のカラクリが論じられる。その時代とは、日清・日露戦争の勝利を受けて日本の実業界が資本主義を奉じて世界に目を向けはじめた時代であり、そこでは英語の「実用」的な機能が重視され、言語習得に関する誤解も相まって精緻な学習英文法を排撃しようという動きが起こったとされる。

第5章では、岡倉天心の弟であり、東京高等師範学校教授を務めた岡倉由三郎の英語教育

論が分析される。明治後期の英語教授の低迷を受けて、いかに実用的な英語を教授するか、なぜ英語を学ぶかという問題が盛んに論じられ、一方で英文法排撃論が唱えられている。そのような風潮の中で、岡倉は、当時の教育学における「実用」と「修養」の二項対立的理念を用い、英語を学ぶことには「実用的な価値」ばかりでなく「修養的な価値」があると論じた。そして修養をも見据えた実用的な英語学習の中心に「読書力の養成」を置いた。岡倉の著書の題名にもなっている「英語教育」とは、本来そのような思想のもとに生まれたものであるという。

第6章では、まず英文法排撃論に対して明治末に起こった英文法擁護論が論じられる。そして、岡倉が英文法を「英語教育」の理念に取り込む際、国語や他科目と連動させ、生徒の知的訓練の機能を持たせるような形で再定義を図ったことが指摘される。

終章では、これまでの内容が、あらためて「英学」→「英語教授」→「英語教育」という パラダイムによって整理、説明される。

当該分野において本論文がはじめて明らかにしたこととして特筆に値するのは、(1)日本の学校英文法の基礎を築いたとされる斎藤秀三郎の文法大系の裏に、さらにフランシス・ブリンクリーの日英対照・意味用法規則研究に基づく英文典があったこと、(2)早くも明治末期には、資本主義の台頭によって力を得た実業界が実用英語論を唱え、それと連動して英文法排撃論が起こっていたこと、(3)「英語教育」なる概念が、「修養」的な意味を含むものとして明治末年期に岡倉由三郎が提唱したこと、などである。一方で、入手困難とはいえ、現存する歴史的資料が存在し、本来はそれに当たるべきところで一部復刻版を用いているといった細かい問題も指摘された。また、歴史研究に俯瞰的な理論を求めるがあまり、単発的な歴史記述を中心とした先行研究に対する評価が厳しすぎるとの指摘もなされた。とはいえ、本論文は、膨大な歴史資料や文献の精査と分析を基に明治期の英文法教育を論じた、当該分野で近年稀にみる力作であり、今後の英語教育史研究に対するその貢献度は計り知れない。

したがって、本審査委員会は博士(学術)の学位を授与するにふさわしいものと認定する。